

自分の権利を守る制度を知って利用しよう！

～成年後見制度について～

健康福祉課地域包括支援センター ☎ 1182

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でないかたの権利を守る制度です。制度の名前が難しく、社会全体での認知度が低いのが現状です。

どういった制度??

本人が財産をうまく管理できなくなるなど、判断能力が不十分になると日常生活において支障が出てきます。支障がないように支援者が預貯金の管理や日常生活でのさまざまな契約を本人に代って行い、本人の権利を守る制度です。

支援者は具体的に何を??

支援者は、本人の生活、医療、介護、福祉など、身の回りのことにも目を配りながら本人を保護・支援します。本人に代って、大切な契約を行ったり、お金の管理を行

ます。主に、法律行為に関することが業務とされているため、食事の世話や実際の介護は職務として定められています。

誰が支援者になるの??

支援者のほとんどは配偶者や親族・知人などがなること

認知症になった親と遠く離れて過ごしているので、金銭管理などが心配	よくわからないままに契約を結んでしまい、高額なものを買ってしまう
知的障がいのあるわが子。いつか一人になった時のことが心配	自分では契約など難しいことがわからなくなってきた



①後見、保佐、補助の開始の申し立て

申し立てに必要なもの

- ・申立書
- ・診断書
- ・申立手数料(800～2,400円)
- ・収入印紙(2,600円)
- ・郵便切手代(2,500～3,600円)
- ・本人の戸籍謄本 など



②審判手続き

調査、審問などを受ける

家庭裁判所の調査官が、本人や家族、医師などから本人の精神的な障がいの程度や生活状況を確認し、その実情に応じて、最も適切だと思う人を後見人などに選任します。



③支援開始

後見人などが決まり、保護・支援を開始

- ・財産管理
本人の預貯金の管理、不動産の処分などの財産に関する契約などについて支援を行います。
- ・身上監護
介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続き、費用の支払いなど、日常生活に関わる契約などの支援を行います。

が多くなっています。ただ、法律や福祉の専門家、また法人などが支援者になる場合もあります。いずれにおいても、家庭裁判所が本人にとって最適と思われる人や法人を選んできます。

どうしたら利用できるの??

家庭裁判所で手続きを行います。家庭裁判所は申請のあったかたの状況を確認し、制度を利用する必要があるか決定を行います。(図参照)

費用はかかるの??

申請は収入印紙代や切手代などで約1万円ほど必要になります。ただし、鑑定が必要な場合は鑑定料が必要となり、高額な申請費用となる場合もあります。

※鑑定とは、本人の判断能力の程度を医学的に十分に確認するためのものです。

判断能力が不十分でないと利用できるの??

判断能力が十分なうちに、誰にどのような支援をしてもらうかをあらかじめ契約によ

り決めておく制度(任意後見制度)もあります。自分のために事前準備がしておける制度です。認知症などになることを想定して自分の今後のために制度を利用することをお勧めします。

どこに相談したらいいの??

手続きを行うには、必要な書類を準備する必要があります。また申立費用の面でも不安になるかたが多くみられます。まずは地域包括支援センターかお近くの家庭裁判所に相談してください。